

農業者戸別所得補償制度に加入しましょう

平成23年度から個別所得補償制度が本格実施されますが、3月11日に発生した東日本大震災により、関連する手続きの申請期限等が延長されることとなりました。概要をお知らせしますので、ご覧ください。

農業者戸別所得補償制度

この制度は「販売するため
に作付けする」ことが条件とな
っていますので、趣旨をご
理解のうえ、ご加入ください。

戸別所得補償モデル対策を
経て、国では平成23年度より
「農業者戸別所得補償制度」を
開始しました。

昨年度のモデル対策が水田
農業のみを対象としていたの
に対し、畑作物も対象とする
こと、また各種加算措置が設
けられたことなど、補償の範
囲が拡大され、生産者の経営

がより安定する内容となつて
います。

制度の概要は次のとおりで
す(交付単価等は表1をご覧
ください)。

米の所得補償交付金

生産数量目標に従い主食用
米を販売目的で生産する場合、
面積に応じて交付されます。

米価変動補てん交付金

当年産の販売価格が標準的
な販売価格を下回った場合に、
その差額分が交付されます。
交付対象者は、米の所得補
償交付金の交付対象者に限ら
れます。

畑作物の所得補償交付金

生産数量目標に従い、大
豆・麦・そば・なたねを販売
目的で生産する場合、数量に
応じて交付されます。

本制度では、水田だけでなく
畑地も対象となっています。

また、米の生産数量目標の
達成、未達成に関係なく交付
対象となります。

水田活用の所得補償交付金

水田で、販売目的で大豆・
麦・飼料作物等の戦略作物
(表1参照)を生産する場合、
面積に応じて交付されます。

米の生産数量目標の達成・未
達成に関係なく交付対象とな
ります。

また、関連する助成として、
地域の実情に応じて市地域水
田農業推進協議会が策定する
計画による交付金(産地資金)、
主食用米と戦略作物や戦略作
物同士の二毛作に対する交付
金(二毛作助成)、耕種農家と
畜産農家との間で行う取り組
み(表1参照)に対する交付金
(耕畜連携助成)があります。

加算措置等(表2参照)

品質加算

畑作物(小麦・大麦・はだ
か麦・大豆・そば・なたね)

の数量払の交付単価は、その
品質に応じて増減します。

規模拡大加算

農地利用集積円滑化団体を
通じて農地を面的集積(連坦
化)するため、新たに6年
以上の利用権設定をした農地
に対して交付されます。

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、
麦・大豆・そば・なたねを作
付けた場合に、一定額が交付
されます。

集落営農の法人化支援

法人化に要する事務経費と
して一定額が交付されます。

加入方法等

農業者戸別所得補償制度へ
加入する方は「交付申請書」や
その他必要書類を提出してく
ださい。書類の提出や制度の
情報は、市地域水田農業推進
協議会より該当者に随時提供
されますので、通知等に必ず
目を通してください。

期限までに書類が提出され
ない場合は、制度の加入がで
きなくなりますので十分ご注
意ください。

※震災により福島県などの被
災県が災害救助法適用地域
になり、その関係で「交付

申請書」等の書類の提出期
限が2ヵ月延長されます
(6月30日だった期限が8
月31日までとなります)。

ただし、書類の提出が先延
ばしになれば、国の交付金の
交付も遅れることとなります。
制度の内容や必要書類に関
しては左記までお問い合わせ
ください。

◎問い合わせ:

- フリーダイヤル相談窓口
☎0120(38)3786
- 東北農政局農業者戸別所得
補償制度推進室
☎022(722)7337
- 東北農政局福島農政事務所
農政推進課
☎024(534)4145
- 東北農政局福島農政事務所
地域第二課
☎024(927)4411
- 農政課農産振興係
☎(55)5117
- または各支所産業建設課
みちのく安達農業協同組合
各グリーンセンター
・にほんまつ
☎(23)1412
- ・安達 ☎(62)1711
- ・岩代 ☎(57)2214
- ・東和 ☎(47)3815



▲5月14日撮影 永田地内

表1 交付金メニュー・単価一覧

交付金メニュー	交付単価		備考
米の所得補償交付金	15,000円/10a		交付対象面積は、水稲作付面積から自家消費分として10a控除する
米価変動補てん交付金	10aあたり単価が全国一律で算定される		当年産の販売価格は、出回りから3月までの全国平均の相対取引価格
畑作物の所得補償交付金	数量払	小麦	6,360円/60kg
		二条大麦	5,330円/50kg
		六条大麦	5,510円/50kg
		はだか麦	7,620円/60kg
		大豆	11,310円/60kg
		てん菜	6,410円/トン
		でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トン
		そば	15,200円/45kg
	なたね	8,470円/60kg	
面積払	20,000円/10a		前年産の出荷・販売数量を福島県の実単収で割り戻した面積に基づき交付(営農継続支払とも言う)
戦略作物助成	麦・大豆・飼料作物		35,000円/10a
	米粉用米・飼料用米・WCS用稲		80,000円/10a
	そば・なたね・加工用米		20,000円/10a
	二毛作助成		15,000円/10a
	耕畜連携助成		13,000円/10a
水田活用の所得補償交付金	振興作物助成	きゅうり・トマト(ミニトマト含)・なす・ピーマン・サヤエンドウ・インゲン・にら・春菊・きのこ類・ねぎ・菊(小菊含)・リンドウ・トルコキキョウ・つるむらさき・なし・もも・ぶどう・りんご・あさつき・アスパラガス・いちご・ブロッコリー・キャベツ・ほうれんそう	20,000円/10a
		うど・えだまめ・かぼちゃ・こまつな・さといも・シソ・すいか・未成熟とうもろこし・セリ・未成熟そらまめ・たらのめ・たまねぎ・にんじん・食用ばれいしょ・フキ・マコモダケ・ミツバ・れんこん・うめ・おうとう・かき・ブルーベリー・芝・小豆・えごま・たばこ	10,000円/10a
	一般作物助成	10,000円/10a	
	景観形成作物助成	5,000円/10a	
			①当年産の出荷・販売数量に基づき交付 ②小麦については、パン・中華めん用品種(アオバコムギ・ゆきちから)を作付けた場合は、2,550円/60kg加算 ③左の交付単価は、平均交付単価であり、実際は品質により単価の増減がある(※加算措置の品質加算参照)
			①振興・一般作物は出荷・販売を目的に1a以上作付けすること ②果樹については23年度に新植したもののみが交付対象となる (注)産地資金の対象作物と交付単価については、現在県と協議中ですので、確定したものではありません。
			耕畜連携の取り組み ・飼料用米のわら利用 ・水田放牧 ・資源循環

表2 加算措置等

品質加算	大豆 (円/60kg)	1等		2等		3等		特定加工用	
				12,170		11,480		10,800	
	小麦 (円/60kg)	1等				2等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
		6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580
	六条大麦 (円/50kg)	1等				2等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
		5,880	5,460	5,330	5,280	4,850	4,430	4,310	4,260
	そば (円/45kg)	1等		2等		3等		規格外、未検査	
		16,870		16,160		15,360		12,150	
	なたね (円/60kg)	キザキノナタネ・ナナシキブ・キラリボシ						その他品種	
		8,680						7,940	
規模拡大加算	農地利用集積円滑化団体(本市の場合、JAみちのく安達)を通じて面的集約(連坦化)するために、利用権設定(6年以上)した農地に対して、2万円/10aが交付されます。※該当年のみ								
再生利用加算	畑の耕作放棄地を解消し、麦・大豆・そば・なたねを作付けた場合に、一定額(平地2万円/10a、条件不利地3万円/10a)が交付されます。※最長5年間								
集落営農の法人化支援	集落営農が法人化した場合に、法人化に要する事務経費として、40万円が定額で交付されます。※該当年のみ								